



都道府県 番号	事業所一連 番号

賃金構造基本統計調査 個人票

(令和 年 6 月分)
厚生労働省



この調査票に記入された事項について
は、統計以外の目的に使ったり、他に
漏らしたりすることはありません。

枚目

(1) 一連 番号	(2) 性	(3) 雇用形態					(4) 就業 形態	(5) 最終学歴				(6) 年齢	(7) 勤続 年数	(8) 労働者 の種類	(9) 役職 番号	(10) 職種番 号	(11) 経験年 数	(12) 実労働 日数	(13) 所定内 実労働 時間数	(14) 超過 実労働 時間数	(15) きまって支給する現金給与額										(20) 昨年1年 間の期 末手当 特別給 与額	(21) 在留資格 番号	備考															
		常用労働者		臨時 労働者	1	2		3	4	1	2										3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
		正社員・正職員 以外	正社員・正職員																																													
01	男	1 期間の 定め 無	2 期間の 定め 有	3 期間の 定め 無	4 期間の 定め 有	5 臨 時 労働者	1 一 般	2 中 学	3 高 校	4 短 大 学 院			1 生 産 業	2 管 理 業 技 術		1 1 年 未 満	2 1 5 年 未 満	3 5 年 未 満	4 5 年 未 満	5 10 年 未 満	6 15 年 未 満	7 15 年 未 満	8 15 年 未 満	9 15 年 未 満	10 15 年 未 満	11 15 年 未 満	12 15 年 未 満	13 15 年 未 満	14 15 年 未 満	15 15 年 未 満	16 15 年 未 満	17 15 年 未 満	18 15 年 未 満	19 15 年 未 満	20 15 年 未 満	21 15 年 未 満												
02	男	1 期間の 定め 無	2 期間の 定め 有	3 期間の 定め 無	4 期間の 定め 有	5 臨 時 労働者	1 一 般	2 中 学	3 高 校	4 短 大 学 院			1 生 産 業	2 管 理 業 技 術		1 1 年 未 満	2 1 5 年 未 満	3 5 年 未 満	4 5 年 未 満	5 10 年 未 満	6 15 年 未 満	7 15 年 未 満	8 15 年 未 満	9 15 年 未 満	10 15 年 未 満	11 15 年 未 満	12 15 年 未 満	13 15 年 未 満	14 15 年 未 満	15 15 年 未 満	16 15 年 未 満	17 15 年 未 満	18 15 年 未 満	19 15 年 未 満	20 15 年 未 満	21 15 年 未 満												
03	男	1 期間の 定め 無	2 期間の 定め 有	3 期間の 定め 無	4 期間の 定め 有	5 臨 時 労働者	1 一 般	2 中 学	3 高 校	4 短 大 学 院			1 生 産 業	2 管 理 業 技 術		1 1 年 未 満	2 1 5 年 未 満	3 5 年 未 満	4 5 年 未 満	5 10 年 未 満	6 15 年 未 満	7 15 年 未 満	8 15 年 未 満	9 15 年 未 満	10 15 年 未 満	11 15 年 未 満	12 15 年 未 満	13 15 年 未 満	14 15 年 未 満	15 15 年 未 満	16 15 年 未 満	17 15 年 未 満	18 15 年 未 満	19 15 年 未 満	20 15 年 未 満	21 15 年 未 満												
04	男	1 期間の 定め 無	2 期間の 定め 有	3 期間の 定め 無	4 期間の 定め 有	5 臨 時 労働者	1 一 般	2 中 学	3 高 校	4 短 大 学 院			1 生 産 業	2 管 理 業 技 術		1 1 年 未 満	2 1 5 年 未 満	3 5 年 未 満	4 5 年 未 満	5 10 年 未 満	6 15 年 未 満	7 15 年 未 満	8 15 年 未 満	9 15 年 未 満	10 15 年 未 満	11 15 年 未 満	12 15 年 未 満	13 15 年 未 満	14 15 年 未 満	15 15 年 未 満	16 15 年 未 満	17 15 年 未 満	18 15 年 未 満	19 15 年 未 満	20 15 年 未 満	21 15 年 未 満												
05	男	1 期間の 定め 無	2 期間の 定め 有	3 期間の 定め 無	4 期間の 定め 有	5 臨 時 労働者	1 一 般	2 中 学	3 高 校	4 短 大 学 院			1 生 産 業	2 管 理 業 技 術		1 1 年 未 満	2 1 5 年 未 満	3 5 年 未 満	4 5 年 未 満	5 10 年 未 満	6 15 年 未 満	7 15 年 未 満	8 15 年 未 満	9 15 年 未 満	10 15 年 未 満	11 15 年 未 満	12 15 年 未 満	13 15 年 未 満	14 15 年 未 満	15 15 年 未 満	16 15 年 未 満	17 15 年 未 満	18 15 年 未 満	19 15 年 未 満	20 15 年 未 満	21 15 年 未 満												
06	男	1 期間の 定め 無	2 期間の 定め 有	3 期間の 定め 無	4 期間の 定め 有	5 臨 時 労働者	1 一 般	2 中 学	3 高 校	4 短 大 学 院			1 生 産 業	2 管 理 業 技 術		1 1 年 未 満	2 1 5 年 未 満	3 5 年 未 満	4 5 年 未 満	5 10 年 未 満	6 15 年 未 満	7 15 年 未 満	8 15 年 未 満	9 15 年 未 満	10 15 年 未 満	11 15 年 未 満	12 15 年 未 満	13 15 年 未 満	14 15 年 未 満	15 15 年 未 満	16 15 年 未 満	17 15 年 未 満	18 15 年 未 満	19 15 年 未 満	20 15 年 未 満	21 15 年 未 満												
07	男	1 期間の 定め 無	2 期間の 定め 有	3 期間の 定め 無	4 期間の 定め 有	5 臨 時 労働者	1 一 般	2 中 学	3 高 校	4 短 大 学 院			1 生 産 業	2 管 理 業 技 術		1 1 年 未 満	2 1 5 年 未 満	3 5 年 未 満	4 5 年 未 満	5 10 年 未 満	6 15 年 未 満	7 15 年 未 満	8 15 年 未 満	9 15 年 未 満	10 15 年 未 満	11 15 年 未 満	12 15 年 未 満	13 15 年 未 満	14 15 年 未 満	15 15 年 未 満	16 15 年 未 満	17 15 年 未 満	18 15 年 未 満	19 15 年 未 満	20 15 年 未 満	21 15 年 未 満												
08	男	1 期間の 定め 無	2 期間の 定め 有	3 期間の 定め 無	4 期間の 定め 有	5 臨 時 労働者	1 一 般	2 中 学	3 高 校	4 短 大 学 院			1 生 産 業	2 管 理 業 技 術		1 1 年 未 満	2 1 5 年 未 満	3 5 年 未 満	4 5 年 未 満	5 10 年 未 満	6 15 年 未 満	7 15 年 未 満	8 15 年 未 満	9 15 年 未 満	10 15 年 未 満	11 15 年 未 満	12 15 年 未 満	13 15 年 未 満	14 15 年 未 満	15 15 年 未 満	16 15 年 未 満	17 15 年 未 満	18 15 年 未 満	19 15 年 未 満	20 15 年 未 満	21 15 年 未 満												
09	男	1 期間の 定め 無	2 期間の 定め 有	3 期間の 定め 無	4 期間の 定め 有	5 臨 時 労働者	1 一 般	2 中 学	3 高 校	4 短 大 学 院			1 生 産 業	2 管 理 業 技 術		1 1 年 未 満	2 1 5 年 未 満	3 5 年 未 満	4 5 年 未 満	5 10 年 未 満	6 15 年 未 満	7 15 年 未 満	8 15 年 未 満	9 15 年 未 満	10 15 年 未 満	11 15 年 未 満	12 15 年 未 満	13 15 年 未 満	14 15 年 未 満	15 15 年 未 満	16 15 年 未 満	17 15 年 未 満	18 15 年 未 満	19 15 年 未 満	20 15 年 未 満	21 15 年 未 満												
10	男	1 期間の 定め 無	2 期間の 定め 有	3 期間の 定め 無	4 期間の 定め 有	5 臨 時 労働者	1 一 般	2 中 学	3 高 校	4 短 大 学 院			1 生 産 業	2 管 理 業 技 術		1 1 年 未 満	2 1 5 年 未 満	3 5 年 未 満	4 5 年 未 満	5 10 年 未 満	6 15 年 未 満	7 15 年 未 満	8 15 年 未 満	9 15 年 未 満	10 15 年 未 満	11 15 年 未 満	12 15 年 未 満	13 15 年 未 満	14 15 年 未 満	15 15 年 未 満	16 15 年 未 満	17 15 年 未 満	18 15 年 未 満	19 15 年 未 満	20 15 年 未 満	21 15 年 未 満												

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
 この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
 この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。